

議案第 7 号

みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、市道の占用料の額の改定に準じて行政財産の目的外使用に係る使用料の額を改定するため必要があるからである。

みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部を改正する条例

みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（平成１２年三好町条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表土地の項中「９５０」を「９９０」に、「８５０」を「８８０」に、

「

８５

」を「

８８

」に、「８３０」を「８６０」に、「５

１０」を「５３０」に、「１，７００」を「１，８００」に、「７２０」を「７４０」に、

「

３６
５１

」を「

３７
５３

」

に、「７７」を「７９」に、「１００」を「１１０」に、「１５０」を「１６０」に、「２０

０」を「２１０」に、「３６０」を「３７０」に、「１，０００」を「１，１００」に、

「

表示面積１平方メー トル１月につき	２４０
----------------------	-----

」を

「

表示面積１平方メー トル１月につき	２２０
----------------------	-----

」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 施行日前に施行日以後の使用の許可を受けた者に係る使用料の額は、この条例による改正前のみよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の規定にかかわらず、この条例による改正後のみよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例に定める使用料の額

とする。

みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部改正新旧対照表

改正案					現行				
(使用料の徴収)									
第2条 市長は、行政財産の目的外使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）から、別表に定める額の使用料を徴収する。ただし、土地の使用のうち使用期間が1月未満のもの又は施設の利用に伴うものについては、その額に100分の110を乗じて得た額の使用料を徴収する。									
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
行政財産の種類	区分		単位	使用料の額 (単位：円)	行政財産の種類	区分		単位	使用料の額 (単位：円)
土地	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類するもの	第一種電柱	1本1年につき	<u>990</u>	土地	電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類するもの	第一種電柱	1本1年につき	<u>950</u>
		第二種電柱及び第三種電柱 略					同左		
		第一種電話柱	1本1年につき	<u>880</u>			第一種電話柱	1本1年につき	<u>850</u>
		第二種電話柱及び第三種電話柱 略					同左		
		その他の柱類	1本1年につき	<u>88</u>			その他の柱類	1本1年につき	<u>85</u>
		共架電線その他上空に設ける線類及び地下に設ける電線その他の線類 略					同左		
		地上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>860</u>			地上に設ける変圧器	1個1年につき	<u>830</u>
		地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	<u>530</u>			地下に設ける変圧器	使用面積1平方メートル1年につき	<u>510</u>
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,800</u>			変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	<u>1,700</u>
		郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>740</u>			郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	<u>720</u>
		広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>			広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>
		その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>			その他のもの	使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>37</u>	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>	
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>53</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>51</u>	
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>79</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>77</u>	
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>110</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>100</u>	
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>160</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>150</u>	
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>210</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>200</u>	
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>370</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>360</u>	

みよし市行政財産の目的外使用に係る使用料条例の一部改正新旧対照表

改正案					現行					
建物の項 略		ル未満のもの					ル未満のもの			
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>530</u>			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>510</u>	
		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,100</u>			外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	<u>1,000</u>	
		通路、鉄道、軌道、駐車場その他これらに類する施設	使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>			通路、鉄道、軌道、駐車場その他これらに類する施設	使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>	
	歩廊、雪よけその他これらに類する施設		使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,800</u>	歩廊、雪よけその他これらに類する施設		使用面積1平方メートル1年につき	<u>1,700</u>		
	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	<u>表示面積1平方メートル1月につき</u>	<u>220</u>	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	<u>表示面積1平方メートル1月につき</u>	<u>240</u>		
		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,200</u>		その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	<u>2,400</u>		
	標識以下 略				同左					
	備考 略					備考 略				